

# 企業の安全衛生、工場等現場の管理ご担当者様必携!

# 労働安全衛生法 クイックガイド2023

Industrial Safety and Health Act Quick Guide 2023



## 労働安全衛生法 クイックガイド2023

Industrial Safety and Health Act  
Quick Guide 2023

後藤博俊  
著

安全衛生管理の遵守事項を  
一覧にまとめた決定版!

- 「一覧形式だから  
ひたすら重要なポイントが  
わかる!」
- 「労災を予防するための  
ポイント」  
「よくあるQ&A」で  
要点が掴める!
- 化学物質の自律的な  
管理体制の整備を  
はじめた最新の  
法改正までフォロー!

内容項目日: 2023年4月1日(一部例外あり)

第一法規

後藤博俊 著  
A5判・364頁 定価4,290円(本体3,900円+税10%)

- 化学物質の自律的な管理体制の整備をはじめとした最新の法改正までフォロー!
- 労働安全衛生関連の法令毎に、労災を予防するためのポイント、法令の目的、法体系、告示、通達等を簡潔に掲載!
- 事業者に要求される事項を表形式の「法令別要求事項」として分かりやすく整理!
- 現場で起きる間違いやすいポイントをQ&A形式で解説!

### 内容見本

※商品上は青色との2色刷りとなります。

#### 1 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)

略称: 安衛法

- 事業者の基本的責務  
事業者は労働者の安全と健康を確保すること  
事業者の最も基本的な責務で、「労働者」にはパートタイマーや期間従業員なども含まれる。
- 労働者の責務  
労働者は労働災害を防止するため必要な事項を守ることとされている。
- 安全衛生管理体制の確立  
業種・事業場規模に応じて、総合安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、産業医等の選任  
安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会を設置して安全衛生に関する調査・審議を行い、若しくは労働者の意見を聞く場を設ける。
- 重層下掛け構造の作業現場の多い建設業及び造船業における労働災害防止のための安全衛生管理体制の構築  
総合安全衛生責任者、元安全衛生管理者、労務安全衛生管理者、安全衛生責任者の選任を行う。
- 事業者による危険防止措置の義務  
事業者は、労働者として、設備や作業などにより労働者が危険にさらされたり、死亡、負傷、健康障害を被らなないように防止措置を取る義務がある。  
●機械や設備による危険  
●発熱物、発火物等による危険  
●電気、熱の他のエネルギーによる危険  
●積りや荷役等の業務における作業方法による危険  
●積りや土砂等の崩壊による危険  
●ガスや粉じん、放射線や電磁界による健康障害  
●建築工等の作業方法による健康障害  
●労働者の作業行動から生ずる労働災害  
●窮乏した危険に対する回避措置
- 労働者の遵守義務  
労働者は、事業者の危険防止措置に応じて必要な事項を守る義務がある。
- 安全衛生教育の義務  
労働者の雇用形態の如何に関わらず、安全衛生教育を行わなければならない。  
●雇入れ時の安全衛生教育  
●作業内容変更時の安全衛生教育  
●危険有害業務に対する特別教育  
●新任班長等に対する安全衛生教育  
●危険有害業務に現に就いている者への安全衛生教育(安全衛生水準向上のための教育)
- 産業医制度の創設  
資格が無いと致すことができない業務  
過去の災害事例などから判断し、クレーンの運転その他の一定業務については免許あるいは技術講習等の資格を有する者

#### 労災を予防するためのポイント

通用範囲の定められた労働安全衛生法施行令及び法律の条文と特に関係する労働安全衛生規則第1編(総則)の条文を、法律の条文とともに記載しています。その他の規定は労働安全衛生規則第1編(総則)を確認ください。

#### 法一労働安全衛生法、令一労働安全衛生法施行令、則一労働安全衛生規則

条項	規制分類	遵守事項	ポイント
法1条	法目的	目的	労働災害の防止のための危険防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等の防止に関する総合的かつ個別的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進する
法2条	定義	定義	労働災害、労働者、事業者、化学物質及び作業環境測定について定義されている
法3条 法4条	責務	関係者の心構え	1 事業者は、法律で定める最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、労働災害の防止に関する国の施策に協力するよう努める 2 機械・設備等の設計者、製造者、輸入者、原材料の製造者、輸入者又は建築物の設計・設計者は、これらの物の設計、生産、輸入又は建設に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の防止に努める 3 建設工事の注ぎ作業等責任を他人に譲り負わせる者は、施工方法、工事等について、安全で衛生的な作業を行うべきよう努めなければならない 4 労働者は、労働災害を防止するための必要な事項を守らなければならないが、事業者の危険防止措置が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するよう努める
法5条 則1条	共同企業体	届出	1 施工現場に当たっての責任の程度を考慮して選定する 2 共同企業体代表者選任届は、工事開始14日前(家庭用は遅滞なく)までに、様式第1号により、首長労働基準監督署長を提出し、都府県労働局長にも提出する 【様式】共同企業体代表者(変更)届
法10条 令2条	総合安全衛生管理者	選任 資格	1 従業員100人以上の建設業、林業等、300人以上の製造業、自動車修繕業、機械修理業等又は1,000人以上のその他の業務について選任 2 事業の実施を統括管理する者 3 安全管理者、衛生管理者等を指揮するとともに、労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること、労働者の安全又は衛生のための教育に関すること、労働災害の発生等の危険原因の特定等に関する事項を調査及び再発防止対策に関すること等を統括管理する 関係: 法120条・法122条

#### 労務

条項	規制分類	遵守事項	ポイント
則2条2項 法100条	報告	提出	4 選定なく選任報告書を所轄労働基準監督署長に提出 【様式】総合安全衛生管理選任報告書
法11条 令3条	安全管理者	選任 職務	1 林業・製造業等の従業員50人以上の事業場について選任 2 総合安全衛生管理者の職務のうち安全に係る技術的事項を管理する 関係: 法120条・法122条
則6条1項 則6条2項 則4条2項 法100条	安全管理者への権限の付与 安全管理者選任報告書の提出	点検 職務	3 作業場等を巡視し、必要な措置を講じる 4 安全管理者等に安全に関する措置をなし得る権限を与えなければならない 5 選定なく選任報告書を所轄労働基準監督署長に提出 【様式】安全管理者選任報告書
法12条 令4条	衛生管理者	選任 職務	1 従業員50人以上の事業場について、事業場の規模に応じて1~6人を選任 → 則7条1項参照 2 総合安全衛生管理者の職務のうち衛生に係る技術的事項を管理する 関係: 法120条・法122条
則11条1項	衛生管理者の選任	点検	3 少なくとも毎週1回作業場等を巡視し、必要な措置を講じる
則11条2項 則7条2項 法100条	衛生管理者への権限の付与 衛生管理者選任報告書の提出	職務	4 衛生管理者に対し、衛生に関する措置をなし得る権限を与えなければならない 5 選定なく選任報告書を所轄労働基準監督署長に提出 【様式】衛生管理者選任報告書
法12条の2 則12条の2 則12条の4	安全衛生推進者の選任	職務	1 従業員50人以上の事業場について選任し、氏名を関係労働者に周知させる 2 従業員50人以上の場合に安全管理者を選任しなければならない労働者の事業場は「安全衛生推進者」。それ以外の業務の事業者は「衛生推進者」を選任する
法13条1項 令5条 則13条1項 則13条1項 令4号	産業医	選任	1 従業員50人以上の事業場について選任 2 従業員1,000人以上の事業場又は則13条1項3号に掲げる事業場(従業員500人以上を使用する事業場)には専任の者を選任 3 従業員3,000人を超える労働者を使用する事業場については、2人以上の産業医を選任 4 法人代表者(個人事業の場合は事業の代表者である個人)、事業場での事業の実施を統括管理する者以外の者から選任



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640

# 目次

1	労働安全衛生法
2	労働安全衛生規則
3	有機溶剤中毒予防規則
4	粉じん障害防止規則
5	石綿障害予防規則
6	機械等検定規則
7	クレーン等安全規則
8	高気圧作業安全衛生規則
9	ゴンドラ安全規則
10	酸素欠乏症等防止規則
11	四アルキル鉛中毒予防規則
12	事務所衛生基準規則
13	電離放射線障害防止規則
14	東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壤等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則
15	特定化学物質障害予防規則
16	鉛中毒予防規則
17	ボイラー及び圧力容器安全規則

※本書の内容現在、原則として令和5年4月1日施行現在です。

## よくあるQ&A

Q: 労働安全衛生法と労働基準法との関係はどのようになっていますか。  
A: 労働安全衛生法は、形式的には労働基準法（「労基法」）から分離独立したものとなっていますが、安全衛生に関する事項は労働者の労働条件の重要な一端を占めるもので、労働安全衛生法（目的）、第3条第1項（事業者等の責務）、附則第4条による改正後の労働基準法第42条等の規定により、この法律と労働条件についての一般法である労働基準法とは、一体としての関係に立つものであることが明らかにされています。  
したがって、労働安全衛生法の労働基準法部分（具体的には労働基準法第1条から第3条まで）は、労働安全衛生法の施行にあっても当然その基本とされるものです。  
また、賃金、労働時間、休日などの一般的な労働条件の状態は、労働災害の発生に密接な関連を有するものであり、かつ、労働安全衛生法の第1条の目的の中で「労働基準法と相まって、……労働者の安全と健康を確保する……ことを目的とする。」と謳われている趣旨に則り、労働安全衛生法と労働基準法とは、一体的な運用が図られなければならないものとされています。

Q: 事業場の範囲の捉え方は如何ですか。  
A: 労働安全衛生法は、事業場を単位として、その業種、規模等に応じて、安全衛生管理体制、工事計画の届出等の規定が適用されることになっており、労働安全衛生法による事業場の適用単位の考え方は、労働基準法における考え方と同一です。  
すなわち、ここでの事業場とは、工場、鉱山、事務所、店舗等のごとく一定の場所において関連する組織のもとに継続的に行われる作業の一体をいいます。  
したがって、一の事業場であるか否かは主として場所的観念によって決定されるべきもので、同一場所にあるものは原則として一の事業場とし、場所的に分散しているものは原則として別個の事業場とされます。  
しかし、同一場所であっても、著しく労働の態様を異にする部門が存在する場合に、その部門を主たる部門と切り離して別個の事業場としてとらえることによって労働安全衛生法がより適切に運用できる場合には、その部門は別個の事業場としてとらえるものとされています。例えば、工場内の診療所、自動車販売会社に附属する自動車整備工場、学校に附属された給食場等が該当します。  
また、場所的に分散しているものであっても、出張所、支所等で、規模が著しく小さく、組織的関連、事務能力等を勘案して一の事業場という程度の独立性がないものについては、直近上位の機構と一括して一の事業場として取り扱われます。

Q: 事業場の業種の区分は如何ですか。  
A: 事業場の業種の区分については、その業種によって個別に決められるものであり、経営や人事等の管理事務をもつばら行っている本社、支店等は、その管理する系列の事業場の業種とは無関係に決定されます。  
例えば、製鉄所は製造業とされますが、当該製鉄所を管理する本社は、労働安全衛生法第2条第3号の「その他の業種」とされます。

Q: 事業者とは何を指しますか。  
A: 労働安全衛生法における主たる義務者である「事業者」とは、同法第2条第3号に「事業を行う者で、労働者を使用するもの」と定義されています。すなわち、法人企業であれば当該法人（法人の代表者ではない）、個人企業であれば事業経営主を指します。  
このことは、従来の労基法上の義務主体であった「使用者」と異なり、事業経営

## 関連商品

### 膨大な安全衛生法令と解説等を集約したWEBツール

# 安全衛生セレクション

- ① 安全衛生関係法令をWEBで一括管理！  
情報収集と理解のための労力を削減し、改正のチェック漏れを防ぎます！
- ② 膨大な法令をカバーするだけでなく、現場で役立つチェックリストなど充実のコンテンツで、実務をバックアップ！
- ③ 届出、報告、選任などの法的要求事項を抽出した「法令別要求事項」を掲載！労働安全衛生マネジメントにおける法令管理にも最適です！

#### コンテンツ（一部）

改正情報	収録法令の法改正概要を提供
法令情報	法・令・則および告示と解釈例規がリンク
通達集	昭和20年代からの労働安全衛生関連の通達約1,800本を収録
法令別要求事項	労働安全衛生法と特別規則17本で規定される遵守条項の一覧
現場で役立つチェックリスト	労働者、作業と機械の安全衛生に係る規制事項をチェックリスト化（約250本） 根拠法令にリンク、チェックリストのポイントを解説
解説情報	労働安全衛生法の条文解説、Q&Aを収録
法令相談室	労働安全衛生関係法令のご相談を受付・回答/よくある疑問を相談事例として提供
メールマガジン	改正情報をメールマガジンで配信（月1回）



詳細・試し読み・お申込みはコチラ  
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞

第一法規

検索

CLICK!



キリトリ線

## 申込書（第一法規刊）

### 労働安全衛生法クイックガイド2023

●定価4,290円（本体3,900円＋税10%）【コード092064】

申込部数

部

\*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円（税込）以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。  
また、お買い上げ合計金額5,000円（税込）未満のご注文については、国内配送料550円（税込）にてお届けいたします。  
\*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

\*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。  
(いずれかを✓で選択ください。)  代金引換により支払います。  現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのお買い上げ金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者に 現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いた だけません。
---	--	---

年 月 日

〒	ご住所	〒	—
機関名	部署名	<input type="checkbox"/> 公用	<input type="checkbox"/> 私用
フリガナ	TEL	—	—
ご氏名	E-mail	—	@

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム（<https://www.daiichihoki.co.jp/support/contact/contact.php>）からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL.0120-203-696 ☎FAX.0120-202-974

## 取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先  
〒107-8560  
東京都港区南青山2-11-17  
第一法規株式会社  
☎FAX.0120-302-640

書店印